

【①児童発達支援 基本料金表】

基本報酬・加算等	算定単位数	定率負担額
児童発達支援(障害児, 児童発達支援センターで行う場合)	1,086単位/日	1,086円/日
食事提供加算(Ⅰ) ※負担上限額が4,600円の方	30単位/日	30円/日
食事提供加算(Ⅱ) ※負担上限額が0円の方	40単位/日	40円/日
栄養士配置加算(Ⅰ)定員40人以下 ※常勤の(管理)栄養士を配置し、適切な栄養管理を行う場合	37単位/日	37円/日
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※職員賃金の改善及びキャリアパス要件等を満たす場合	総単位数の8.1%	総費用額の8.1%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ※当該加算額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合。	総単位数の2.0%	総費用額の2.0%

【②放課後デイサービス 基本料金表】

基本報酬・加算等	算定単位数	定率負担額
放課後等デイサービス(障害児, 授業終了後に行う場合) ※区分1	604単位/日	604円/日
放課後等デイサービス(障害児, 学校の休業日に行う場合) ※区分1	721単位/日	721円/日
送迎加算 ※居宅と事業所間等との送迎を実施した場合	54単位/片道	54円/片道
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※職員賃金の改善及びキャリアパス要件等を満たす場合	総単位数の8.4%	総費用額の8.4%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ※当該加算額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合。	総単位数の2.0%	総費用額の2.0%

【③保育所等訪問支援 基本料金表】

基本報酬・加算等	算定単位数	定率負担額
保育所等訪問支援	1,035単位/日	1,035円/日
訪問支援員特別加算 ※理学療法士などの専門性の高い職員による支援が行われている場合	679単位/日	679円/日
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※職員賃金の改善及びキャリアパス要件等を満たす場合	総単位数の8.1%	総費用額の8.1%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ※当該加算額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合。	総単位数の2.0%	総費用額の2.0%

【④障害児相談支援 基本料金表】

基本報酬・加算等	算定単位数	契約者負担額
障害児支援利用援助費 ※障害児支援利用計画の作成に関する一連の支援を行った場合	1,692単位/月	0円/月
継続障害児支援利用援助費 ※モニタリング期間毎の障害児支援利用計画見直しに関する一連の支援を行った場合	1,376単位/月	0円/月

※上記①～④は各サービスの基本となる料金です。この他にもサービス提供状況に係る加算等もありますので、詳細は登園までお問い合わせ下さい。なお、契約者様にお支払いいただく利用料金の上限月額 は、通所受給者証記載の金額までとなります。

【実費負担料金表】

実費負担内容	負担額
個人の希望による特別な食事やおやつに関する費用	かかった費用
個人の希望による特別な教材や身の回り品に関する費用	かかった費用

【参考】 利用料金ご請求の流れ

例-1) ご契約者様への請求(4月分)

- ①5月10日頃までに請求書が作成されます
- ②請求内容を確認、5月末日までにお支払い
- ③領収書の受け取り

例-2) 市町村への請求(4月分)

- ①5月10日頃を目安に、公費負担分を国保連に請求
- ②国保連及び市町村が請求内容の確認
- ③6月1日頃に支払い決定通知書が事業所へ届く

【別表1】生活介護レポス 料金表

基本報酬・加算等	算定単位数	定率負担額
生活介護サービス費＝利用定員20人以下の場合（支援区分6）	1,288単位／日	1,288円／日
〃（支援区分5）	964単位／日	964円／日
〃（支援区分4）	669単位／日	669円／日
〃（支援区分3）	599単位／日	599円／日
〃（支援区分2以下）	546単位／日	546円／日
食事提供体制加算 ※収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合。	30単位／日	30円／日
初期加算（利用開始～30日）	30単位／日	30円／日
送迎加算（Ⅰ）	21単位／回	21円／回
人員配置体制加算（Ⅱ）	181単位／日	181円／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15単位／日	15円／日
重度障害者支援加算（Ⅱ）	7単位／日	7円／日
重度障害者支援加算（Ⅱ） ※支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別支援を行った場合。	180単位／日	180円／日
重度障害者支援加算（Ⅱ） ※加算の開始から180日以内の期間。	500単位／日	500円／日
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※職員賃金の改善及びキャリアパス要件等を満たす場合	報酬合計の4.4%	報酬合計の4.4%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ※当該加算額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合。	報酬合計の1.1%	報酬合計の1.1%

【別表2】実費負担料金表

実費負担内容	負担額
食事サービス(食費)	昼食代 200円
個人の希望による特別な食事やおやつに関する費用	実費
個人の希望による特別な日用品費、保健衛生費、教養娯楽費等	実費
その他(サービス提供記録等の複写代、介護給付費から支給されない諸費用等)	1枚=10円、実費

【参考資料】利用料金ご請求の流れ

例-1) ご契約者様への請求(4月分)

- ①5月10日頃までに請求書が作成されます
- ②請求内容を確認、5月末日までにお支払い
- ③領収書の受け取り

例-2) 市町村への請求(4月分)

- ①5月10日頃を目安に、公費負担分を国保連に請求
- ②国保連及び市町村が請求内容の確認
- ③6月1日頃に支払い決定通知書が事業所へ届く